

令和6年度宮城県子ども計画（仮称）策定のための各調査に係る実施・集計・分析業務 質問回答書

番号	該当箇所	質問事項	回答				
1	仕様書4	「子どもアンケート調査」と「少子化に関する意識調査」の両方について、アンケートは記名式でしょうか、無記名でしょうか。	無記名です。				
2	仕様書4	校外での回答も可とした場合、保護者等の別人が回答することを防止することはできないと考えますが、貴県の見解をご教示ください。	一般的に、アンケート調査全般に関して、別人によるなりすましの可能性は完全に排除できるものではないと考えられますが、その可能性を最小にできるような手法等についても積極的に御提案願います。				
3	仕様書5（1）イ 同（2）イ	アンケートの質問項目について、項目に含めるべきと想定する質問内容や、想定している質問の方向性、傾向等がありましたらご教示ください。	<p>「子どもアンケート調査（仮称）」及び「少子化に対する意識調査（仮称）」において想定される質問の方向性については、下表の項目が考えられます。</p> <table border="1" data-bbox="1317 770 2045 1114"> <tr> <td data-bbox="1317 770 1570 967">「子どもアンケート調査（仮称）」</td> <td data-bbox="1570 770 2045 967">日常生活・居場所について 家族・他者との関わりについて 将来について 意見聴取・反映の方法について 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 967 1570 1114">「少子化に対する意識調査（仮称）」</td> <td data-bbox="1570 967 2045 1114">結婚について 子ども・子育てについて 日常生活・仕事について 等</td> </tr> </table> <p>ただし、上表はそれ以外の質問項目に関する提案を妨げるものではありませんので、業務の目的等から、「宮城県子ども計画（仮称）」策定に当たって調査することが望ましいと考えられる質問項目については積極的に御提案願います。</p>	「子どもアンケート調査（仮称）」	日常生活・居場所について 家族・他者との関わりについて 将来について 意見聴取・反映の方法について 等	「少子化に対する意識調査（仮称）」	結婚について 子ども・子育てについて 日常生活・仕事について 等
「子どもアンケート調査（仮称）」	日常生活・居場所について 家族・他者との関わりについて 将来について 意見聴取・反映の方法について 等						
「少子化に対する意識調査（仮称）」	結婚について 子ども・子育てについて 日常生活・仕事について 等						
4	仕様書5（1）イ	他都道府県との比較考量を行うには、ご提示いただける原案がどのような設計思想により生成されたのか詳らかで	業務の目的に関しましては、仕様書に記載のとおりです。「子どもアンケート調査（仮称）」において想定される質				

		<p>あれば、よりご要請に適う成果を出力できると考えます。 そのような観点から、貴県の設計思想をご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>問の方向性については、下表の項目が考えられます。</p> <table border="1"> <tr> <td>「こどもアンケート調査（仮称）」</td> <td>日常生活・居場所について 家族・他者との関わりについて 将来について 意見聴取・反映の方法について 等</td> </tr> <tr> <td>「少子化に対する意識調査（仮称）」</td> <td>結婚について 子ども・子育てについて 日常生活・仕事について 等</td> </tr> </table> <p>ただし、上表はそれ以外の質問項目に関する提案を妨げるものではありませんので、業務の目的等から、「宮城県こども計画（仮称）」策定に当たって調査することが望ましいと考えられる質問項目については積極的に御提案願います。</p>	「こどもアンケート調査（仮称）」	日常生活・居場所について 家族・他者との関わりについて 将来について 意見聴取・反映の方法について 等	「少子化に対する意識調査（仮称）」	結婚について 子ども・子育てについて 日常生活・仕事について 等
「こどもアンケート調査（仮称）」	日常生活・居場所について 家族・他者との関わりについて 将来について 意見聴取・反映の方法について 等						
「少子化に対する意識調査（仮称）」	結婚について 子ども・子育てについて 日常生活・仕事について 等						
5	仕様書5（1）イ	<p>貴県の原案作成に際し、類似課題に直面される都道府県の調査票等のデータも収集されておられるものと拝察致しますが、当該収集データを参考資料としてご恵与いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約後において、当県の収集したデータを当業務の範囲内で共有することは可能です。</p>				
6	仕様書5（1）イ 同（2）イ	<p>他都道府県事例等は、一般的にHPなどで公開されており、収集に際して別途にコストは要しないものと理解して差し支えございませんでしょうか。</p>	<p>自治体事例に関しては公開されている場合、一般的に入手に手数料等は発生しないものと考えられますが、入手に対して発生する経費に関する一切の費用は本業務の委託費に含まれるものとして見積りの上、御提案願います。</p>				
7	仕様書5（1）ロ 同（2）ロ	<p>個人情報に係る情報の掲載範囲について、送付状等以外に、アンケート対象者に関する個人情報の記載を想定していましたらご教示ください。 例：質問項目に「〇〇様の…について」等、対象者に係る情報を記載</p>	<p>基本的に、送付状等以外の調査票、回答用紙等に個人情報の記載は想定していません。</p>				

8	仕様書5(1)ハ	本調査については、「各市町村の教育委員会に説明済で協力の了解を得ている」という理解でよろしいでしょうか。	「こどもアンケート調査(仮称)」に関しては、現在、各市町村の教育委員会に対し、協力要請を行っています。今後、御協力をいただけない市町村があった場合には、その取扱等について発注者と受注者が協議の上、決定するものとしします。
9	仕様書5(1)ハ	GIGA スクールの端末を利用して学校で回答していただくことについて、学校から「積極的に協力する」等の了解は得られていますでしょうか。	本件に関して学校からの了解は得ていません。「こどもアンケート調査(仮称)」に関しては、一人一台端末の活用も想定しながら、各自のスマートフォンやパソコン等からアクセス可能なシステムを活用した回答用 Web ページを作成し、運用することを企画提案内容として御提示ください。
10	仕様書5(1)ホ② 同(2)ト②	例えば、「調査の趣旨については発注者、WEB アンケートの回答方法については受注者」など、エスカレーションルールの想定はされていますでしょうか。問い合わせ先が企業のみになった場合は、一般的に、行政が直接実施するよりも回答者の不安や不信感が高まることに加え、回答率にも影響が出るため、お尋ねするものです。	仕様書の記載のとおり、受注者が一切の問い合わせに対応するものとしします。
11	仕様書5(1)ホ② 同(2)ト②	受注者側でコールセンターとして専用回線を準備する必要がありますか。	コールセンター、専用回線の設置に関しても、企画提案として内容を御提示願います。
12	仕様書5(2)ハ	調査対象は県内35市町村の全てでしょうか。	お見込のとおりです。
13	仕様書5(2)ハ	各市町村の窓口を受託者が出向いて、各市町村が独自に定める手順により閲覧等の手続を行うことになりますか。また、貴県より本件調査を行うに際し、県内市町村の住民票担当部署等に対して協力依頼文書は発出していただけるのでしょうか。	お見込のとおりです。 各市町村の担当窓口への選挙人名簿等の閲覧等の手続は受注者が行うものとししますが、手続に先立つ協力依頼等に関しては、発注者の裁量により実施する場合があります。
14	仕様書5(2)ハ	閲覧に係る手数料がある場合は、受託者負担になりますか。	お見込のとおりです。

15	仕様書 5 (2) ハ	<p>閲覧は手写しのみ認める自治体が多いですが、調査対象者の「氏名及び通称・住所・性別・生年月日」を手写しで行うことを受託者に求めるものでしょうか。</p>	<p>市町村が筆写による写しのみを認める場合は、その指示に従っていただくことになります。</p>
16	仕様書 5 (2) ハ	<p>抽出方法は、層化抽出法を想定されていますでしょうか。仮に本件の遂行に際し、貴県の考える母集団が県下の対象年齢住民全員となると、膨大な対象者をシステム登録したうえで無作為抽出作業を行うことになるため、手作業での書き写しを前提とした場合、事務工数が膨大になります。想定されるサンプリング手法によっては作業時間が大幅に変わりますので、念のためお尋ねするものです。</p>	<p>「少子化に対する意識調査（仮称）」に関して、対象年齢住民全員をシステム登録したうえで無作為抽出作業を行わせることを想定していません。基本的に抽出作業に関しては、選挙人名簿等の閲覧等の手続きに際して行うことが可能な手法で実施することを想定しています。</p>
17	仕様書 5 (2) ハ	<p>基礎的自治体によっては、個人情報保護法および情報セキュリティポリシーの定めにより、対象者の個人情報提供が困難である場合も考えられます。一方で、貴県が各市町村との間でいわゆる「行政情報提供に関する協議」を行う場合は、貴県の情報管理体制のもとで、調査目的終了後に適切に処理することを約することで、比較的平易に当該個人情報を提供してもらえることが多いと存じます。本件についてもそのようなご対応をしていただける余地はあるものでしょうか。</p>	<p>本業務に関し、当県と各市町村間で御質問にある協議を行う予定はありません。</p>
18	仕様書 5 (2) ハ	<p>発送後に宛先不明等での返信が想定されます。目標回収率を 40%と設定されておりますので、その数値に届かない場合には、不足分した人数分を追加で発送するための予備サンプルは必要でしょうか。予備サンプルの可否により、抽出の作業量の増加の他、回答期間への影響も発生するため、お尋ねするものです。</p>	<p>宛先不明での返信も想定した予備も含めた調査対象者名簿の作成について、企画提案内容を御提示いただくことが可能です。</p>
19	仕様書 5 (3)	<p>何らかのインセンティブを提供することは可能でしょう</p>	<p>インセンティブの提供も可能ですが、提供に係る経費は</p>

		か。	委託費に含むものとします。
20	仕様書 5 (4)	本業務の目的達成に向けた独自提案について、「こどもアンケート調査」において、他の手段によってこどもへの意見を聴取する場合、対象は中学 2 年生等に限定されるものでしょうか。	独自提案に関しては、「こどもアンケート調査 (仮称)」及び「少子化に対する意識調査 (仮称)」の調査対象以外のこども又は子育て当事者等を対象とする手段を提案することも可能です。
21	仕様書 5 (4)	本業務の目的達成に向けた独自提案について、「少子化に関する意識調査」において、他の手段によって子育て当事者等への意見を聴取する場合、対象者は「宮城県に在住する満 18 歳以上 49 歳以下の男女」であれば、「子育て経験の有無は問わない」という認識でよろしいでしょうか。	独自提案に関して、対象者の制限はありませんが、本業務の目的達成のために適当と考えられる対象者を御提案願います。
22	仕様書 7	紙ベースでの処理については理解いたしました。データ、特にクラウドを使った場合のデータ消去の取り扱いについて、ご教示いただけますでしょうか。例えば、ISMS に定める暗号化消去は必須、という理解でよろしいでしょうか。	個人情報の取扱いに関しては、仕様書 7 及び個人情報取扱特記事項に沿った取扱いを行っていただくこととなりますが、その具体的手法についても審査の対象となり得ますので、企画提案として御提示願います。
23	仕様書 8 (2)	受託者に求める役割及び時期についてご教示ください。	受注者の役割としては、外部委員からの質問に対し、必要な情報・資料等を会議の場において会議事務局 (県) に提供することを想定しています。時期については未定です (令和 6 年 8 月以降)。